

(5) 行政財産使用料算定事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>久米田高等学校 (教育委員会事務局 施設財務課)</p>	<p>学校内に事業者が自動販売機を設置するための行政財産使用許可について、使用料算定を次の2点誤ったため、1,880円の徴収不足(徴収不足1,890円 - 徴収過大10円)となっているものがあった。</p> <p>1 自動販売機の行政財産使用許可における使用料を算定する際、4台のうち1台の使用許可面積が、1.105平方メートルあるので1.0平方メートルの使用料19,000円に1,800円加算すべきところを加算しなかったため、使用料の額が1,890円(1,800円×1.05)過少となっていた。</p> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>担当者 ルールに対する理解が不十分であった。また、1,800円の加算については、教育委員会の通知に添付されている計算表ソフトに説明が記載されているが、これを見落とした、</p> <p>関係者(決済が回議される者) ルールに対する理解が不十分であった。</p> <p>決裁者</p> </div> <p>2 使用料算定の最終過程において、自動販売機と公衆電話の使用料の各々に1.05を乗じるべきところを、教育委員会事務局施設財務課の通知に添付された計算表ソフトが、自動販売機と公衆電話の使用料の合計額に1.05を乗じるものとなっていたため、使用料の額が10円過大に算出されていた。</p>	<p>行政財産使用料条例第3条、公有財産規則第27条、同規則第27条の2並びに行政財産使用料及び普通財産貸付料の額の特例の3に違反している。</p> <p>本件の行政財産使用料については、適正な額に是正されたい。</p> <p>起案者のみならず、関係者・決裁者を含めて行政財産使用料算定事務のルールについて理解を深めるとともに、チェック体制の強化を図られたい。</p> <p>教育委員会事務局施設財務課においては、全府立学校に対し、平成26年度以降の使用料徴収事務に支障が生じないよう、公有財産規則第27条の2に基づき1.05を乗じる件について、適正な計算表ソフトやチェックリストを示すとともに、使用料を過大に徴収している府立学校に対し、返還するよう促されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (使用料の額) 第3条 前条の使用量の額は、行政財産の価額、使用する部分の所在する場所その他の事情を勘案して知事が定める基準に基づき、当該行政財産の管理者が定める額とする。</p> <p>【公有財産規則】 (使用料) 第27条 前条の規定により難しい場合における使用量の額の基準は、知事が別に定める。</p> <p>第27条の2 建物及び試用期間が1月に満たない土地の使用その他の知事が定める行政財産の使用に係る使用料の額の基準は、前2条の使用料の額(第29条の規定により減額し、又は免除する場合にあっては、当該減額し、又は免除した後の額)に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【行政財産使用料及び普通財産貸付料の額の特例】 3 公衆電話、タクシー呼出電話、構内電話及び自動販売機に対する公有財産使用料及び貸付料の基準(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1344 1528 2279 1780"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料又は貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動販売機</td> <td>面積1平方メートル以上のもの</td> <td>1台1年につき 面積1平方メートルの場合にあっては19,000円、面積1平方メートルを超える場合にあっては19,000円に0.1平方メートルを増すごとに1,800円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> </div>	種類	単位	使用料又は貸付料	自動販売機	面積1平方メートル以上のもの	1台1年につき 面積1平方メートルの場合にあっては19,000円、面積1平方メートルを超える場合にあっては19,000円に0.1平方メートルを増すごとに1,800円を加算した額	<p>(久米田高等学校) 行政財産使用料について、平成24年度(平成25年度分)の公衆電話、自動販売機の使用料を別々に消費税を加算し、10円未満を切り捨てることとし、過納になった10円を納入義務者に返金した。</p> <p>また、使用料算定の誤りによる徴収不足については、関係部局及び所管課へ取扱いについての確認を行った上で、民法の「信義誠実の原則」により本件の行政処分においては不足分の徴収は行わないこととした。</p> <p>今後は、起案者のみならず関係者・決裁者を含め行政財産使用料算定事務のルールについて理解を深め、行政財産使用料を適正な算定に基づき、規定どおりの使用料を徴収する。</p> <p>(教育委員会事務局施設財務課) 久米田高等学校の監査結果を受け、平成26年1月31日付で全校に調査を実施し、自動販売機及び公衆電話に係る使用料算出表(正・誤)を配付して、平成21年度(20年度歳入)以降の使用料について、10円の差額(過誤納)が生じているか否かについ</p>
種類	単位	使用料又は貸付料							
自動販売機	面積1平方メートル以上のもの	1台1年につき 面積1平方メートルの場合にあっては19,000円、面積1平方メートルを超える場合にあっては19,000円に0.1平方メートルを増すごとに1,800円を加算した額							

			<p>て全校に報告を求めた。</p> <p>その結果、24校において過誤納（総合計840円）があることが判明したため、該当校には平成26年2月21日付で償還金、利子及び割引料をそれぞれ予算配当の上、当該校において返還事務を行った。</p> <p>また、平成26年2月16日付でH26年度使用料算出に係る表計算ソフトの修正版を全校に配付し、平成26年度（25年度歳入）使用料の収入調定に当たっては間違いの無いよう注意喚起を行った。</p>
--	--	--	--